

いわき生野学園障害（児）者相談支援事業所「ピーターパン」
指定一般相談支援・指定特定相談支援・障害児相談支援 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人いわき学園（以下「事業者」という。）が設置するいわき生野学園障害者相談支援事業所「ピーターパン」（以下「事業所」という。）において実施する指定一般相談支援、指定特定相談支援並びに障害児相談支援の事業（以下「指定相談支援事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者 及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適切かつ円滑な指定一般相談支援及び指定特定相談支援並びに障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

- 2 指定相談支援事業等の運営にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
- 3 指定特定相談支援等の実施にあたっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏る事のないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 指定地域移行支援の実施にあたっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 5 指定地域定着支援の実施にあたっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 6 指定一般相談支援事業の運営にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 7 指定一般相談支援事業の実施にあたっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って行うものとする。
- 8 前7項のほか、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称

いわき生野学園障害（児）者相談支援事業所「ピーターパン」

(2) 所在地

大阪府大阪市生野区小路3丁目18番7号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名(常勤) いわき生野学園全事業の統括

(2) 管理者 1名(常勤・相談支援専門員兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域相談支援及び指定特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(3) 相談支援専門員 2名(常勤・管理者兼務 1名 常勤 1名)

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談業務、及びサービス等利用計画等の作成に関する次の業務を行う。

(ア) アセスメントを実施すること。

(イ) サービス等利用計画を作成すること。

(ウ) サービス等利用計画を利用者等に交付し同意を得ること。

(エ) モニタリングを実施すること。

(オ) その他必要な相談及び援助

(4) 指定地域移行支援・指定地域定着支援に従事する者 2名

(常勤・管理者兼務 1名 常勤 1名)

日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画及び、地域定着支援台帳の作成及びその他の指定地域相談支援に関する業務を行う。相談支援専門員は、その他の従業者に対する技術的指導及び助言を行う。

(5) 事務職員 2名(非常勤)

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。(但し、第2・4土曜日、祝祭日及び12/29から1/3は除く。行事等により休園日を変更する場合や、台風等止むをえない場合、臨時休園となる場合もある。)

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 指定一般相談支援については、上記の営業日、営業時間のほか、電話などにより24時間の常時連絡が可能な体制とする。

(相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定地域相談支援、及び指定計画相談支援等内容は、次のとおりとする。

●指定地域相談支援

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定地域移行に関する内容
 - (ア) 地域移行計画の作成及び評価
 - (イ) 地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援
 - (ウ) 障害福祉サービスの体験的な利用の支援
 - (エ) 体験的な宿泊への支援
- (4) 指定地域定着支援に関する内容
 - (ア) 地域定着支援台帳の作成及び評価
 - (イ) 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じた常時の連絡体制の確保
 - (ウ) 緊急時における一時的な滞在等による支援
 - (エ) 利用者の居宅への訪問等による状況把握
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

●指定計画相談支援

- (1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うものとする。
- (2) サービス内容に等に関する情報提供

サービス等利用計画等の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者及び指定地域相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に提示する。
- (3) アセスメントの実施
 - (ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行うものとする。
 - (イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- (4) サービス等利用計画案等の作成

アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービスの組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量等を記載するものとする。
- (5) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案等に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案等の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (6) サービス等利用計画等の作成

サービス等利用計画案等に位置づけた福祉サービス等について介護給付費の対象となるかど

うかを区分したうえで、サービス等利用計画等を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(7) 継続的モニタリングの実施

利用者等及び家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。また、モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画等を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (7) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援及び指定計画相談支援等を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者及び計画作成対象者等から地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費並びに障害児相談支援給付費（以下「計画相談支援給付費等」という。）の額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、地域相談支援給付決定障害者及び計画相談支援対象障害者等の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定地域相談支援及び指定計画相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者等から受けることができる。

3 第7条に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業所の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から、片道2キロメートル未満 200円

(2) 事業所から、片道2キロメートル以上 1キロメートルごとに100円

4 記録の開示等で複写が必要な場合は、複写量を一枚につき21円ご負担いただくものとする。

5 事業者は、第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

6 第2項から第4項の費用の額に係る指定地域相談支援及び指定計画相談支援等の提供に当たっては、予め地域相談支援給付決定障害者並びに計画作成対象障害者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者並びに計画作成対象障害者等に同意を得るものとする。

(利用者負担額に係る管理)

第8条 指定相談支援事業者は、指定相談支援を提供している相談支援対象障害児者が当該指定相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額合計額が、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該指定相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は大阪市全域とする。

(指定地域相談支援及び指定計画相談支援を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定地域相談支援及び指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定一般相談支援 : 知的障害者、身体障害者、精神障害者及び難病等対象者とする。
- (2) 指定計画相談支援 : 知的障害者、身体障害者、精神障害者及び難病等対象者とする。
- (3) 指定障害児相談支援 : 障害児とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供した指定地域相談支援及び指定計画相談支援に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定地域相談支援及び指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、その提供した指定地域相談支援及び指定計画相談支援等に関し、法第51条の27第1項・第2項及び児童福祉法第57の3の2第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 6 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調

査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する指定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費等の額に係る通知等)

第14条 事業者は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、当該利用者等に対し、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費等の額を通知するものとする。

2 事業者は、第7条第1項の法定代理受領を行わない指定地域相談支援及び指定計画相談支援等に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書地域相談支援給付費決定障害者及び計画作成対象障害者等に対して交付するものとする。

(緊急時の対応)

第15条 事業所は、指定相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を行うものとする。

(身分証携行義務)

第16条 指定地域相談支援事業者及び指定計画相談支援事業者等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

(災害・事故発生時の対応)

第17条 事業所は利用者等に対する指定相談支援等の提供により事故が発生した場合は、市町村及び当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について、記録するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する指定相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の相談支援事業者等や障害福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年 4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年11月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
- 5 この規定は、平成27年 3月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
- 7 この規定は、平成27年 6月1日から施行する。
- 8 この規定は、平成28年 4月1日から施行する。
- 9 この規定は、令和 3年 1月1日から施行する。
- 10 この規定は、令和 3年 9月14日から施行する。